第66号議案

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年11月30日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、会計年度任用職員の期末手当の額を改定するため提出します。

東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月台東区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「6月」を「6月及び12月」に改め、「、

12月に支給する場合においては100分の120」を削る。

第30条第2項中「6月」を「6月及び12月」に改め、「、

12月に支給する場合においては100分の120」を削る。

第2条 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「及び12月」を削り、「100分の115」を「100分の112.5、12月に支給する場合においては 100分の117.5」に改める。

第30条第2項中「及び12月」を削り、「100分の115」 を「100分の112.5、12月に支給する場合においては 100分の117.5」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和 3年4月1日から施行する。